

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業(第2期・防災公園) 実施方針に関する質問

番号	項目名 (タイトル)	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
1	事業概要 (対象施設)	2	1	(1)	オ	(イ)		屋内運動施設及び公園管理事務所を合築する場合の計画敷地について、条件や位置の指定はございますか。	条件や位置の指定はありません。なお、県が策定した防災拠点の基本計画における配置外に建築する場合は、事業者の責任及び費用負担によってVORTACに関する電波障害シミュレーション、埋蔵文化財調査及び不発弾調査が必要となります。
2	事業概要 (対象施設)	2	1	(1)	オ	(イ)		事業者の設計内容に基づき、県が造園・土木工事に関する見積を実施する認識でよろしいでしょうか。見積の結果、県の予算を超過した場合のリスクは県が負担する認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	事業概要 (対象施設)	2	1	(1)	オ	(イ)		「また、公園管理事務所は屋内運動施設と合築とする提案も可」とありますが、1期工事と同様に ・国土交通省大阪航空局より計画の修正が求められた場合、費用負担は事業者が行うものとする ・提案時における電波障害シミュレーションは求めない という理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りですが、具体的には要求水準書等でお示しします。
4	事業概要 (対象施設)	2	1	(1)	オ	(イ)		屋内運動施設、公園管理事務所以外の部分は県発注の工事という理解でよろしいでしょうか。工事範囲の詳細をお示してください。	屋内運動施設、公園管理事務所以外の部分は造園・土木工事として県が直接発注します。詳細は、入札説明書等公表時において示します。
5	事業範囲 (建設業務(屋内運動施設及び公園管理事務所に限る))	3	1	(1)	オ	(ウ)	a(b) ii	要求水準書(案)が公表されておらず業務内容が不明です。特に、「工事監理業務(本業務については屋内運動施設及び公園管理事務所に限らず、防災公園エリア(西側)、防災公園エリア(東側)、神明公園エリアとする。)」のうち、県が直接発注する工事における工事監理業務について、具体的な内容をご教示ください。	県が直接発注する造園・土木工事では、県の土木工事監督要領に基づき、県の監督員が工程管理、出来形管理、品質管理等の監督業務を行います。そのことを前提として、本業務の工事監理業務では、設計内容や手順の確認、及び設計変更への対応等について、随時県と調整することを想定しています。この具体的な方法については、工事開始前までに調整することといたします。
6	事業範囲 (建設業務(屋内運動施設及び公園管理事務所に限る))	3	1	(1)	オ	(ウ)	a(b) ii	県が直接発注する造園・土木工事における工事の監督業務と工事監理業務の役割分担及び想定されているそれぞれの具体的な業務内容についてご教示ください。	県が直接発注する造園・土木工事では、県の土木工事監督要領に基づき、県の監督員が工程管理、出来形管理、品質管理等の監督業務を行います。そのことを前提として、本業務の工事監理業務では、設計内容や手順の確認、及び設計変更への対応等について、随時県と調整することを想定しています。この具体的な方法については、工事開始前までに調整することといたします。
7	事業範囲 (運営業務)	4	1	(1)	オ	(ウ)	a(d)	運営業務の「スポーツ等各種イベントやその他の運営業務」とありますが、消防学校が使用しない際は消防学校のグラウンド・教室を使用することは可能でしょうか。	県及び第1期・消防学校事業の事業者との交渉により可能と考えます。
8	事業範囲 (運営業務)	4	1	(1)	オ	(ウ)	a(d)	運営業務の「スポーツ等各種イベントやその他の運営業務」とありますが、屋内施設や屋外広場等で県が主催する防災ビジネス展示会・防災啓発イベント等は、実施する予定はありますでしょうか。(例:年間回数・規模)	県が実施を想定する防災啓発・人材育成事業、防災ビジネス支援事業の詳細は、入札説明書等公表時において示します。
9	事業範囲 (維持管理業務)	4	1	(1)	オ	(ウ)	a(e)	維持管理業務の、「保安警備業務」の夜間警備について、有人警備(夜間巡回警備)ではなく機械警備として、特に駐車場はスポーツ利用が終了した後は、門扉またはチェーン等で閉じる方法を検討し、不審車両の排除を行うような方法で検討しています。365日夜間巡回警備等では維持管理業務の負担が大きく相当な金額が必要となります。夜間災害等で緊急入場の際は、消防学校県職員宿直で鍵を保管することもご検討頂き、このような手法で対応することは可能でしょうか。	意見として、参考にさせていただきます。保安警備業務の詳細については、入札説明書等公表時において示します。
10	事業範囲 (任意事業)	5	1	(1)	オ	(ウ)	b	事業者が任意事業(自主事業)として、本事業と相乗効果のある事業を実施する場合、行政財産使用料は発生しますでしょうか。費用発生する場合、㎡あたりの費用はどのくらい想定されていますでしょうか。	任意事業として公園施設以外の工作物その他物件又は施設を設けて公園を占有する場合は、県が使用料を徴収することを想定しています。その場合の使用料は、今後条例において定めることとなります。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業(第2期・防災公園) 実施方針に関する質問

番号	項目名 (タイトル)	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
11	事業範囲 (任意事業)	5	1	(1)	オ	(ウ)	b	屋内施設及び管理棟施設の施設内で、特定事業に連携したスポーツ施設利用者の為等の、任意事業を計画した場合、設置許可ではなく、管理許可として認めていただけますでしょうか。	意見として、参考にさせていただきます。
12	事業範囲 (任意事業)	5	1	(1)	オ	(ウ)	b	「任意事業のために使用する設備は、拠点運用時に迅速な移動撤去等が可能な建築物、公園施設、工作物及び車両等としますが、防災拠点の機能を阻害しない事業」とありますが、自動販売機やキッチンカー等の提案は任意事業に該当しますか。	拠点の機能を阻害しない限りで、自動販売機の設置や、キッチンカーの出店は任意事業に該当します。
13	図表1-1 本事業の概要	6	1	(1)	オ	(ウ)	図表1-1	任意事業の契約については、「別途任意の事業協定書」とありますが、どのような内容でしょうか。具体的にご教授願います。	任意事業ごとに個別に事業水準を定め、協定を締結します。それに基づき事業を実施していただくこととなります。
14	図表1-1 本事業の概要	6	1	(1)	オ	(ウ)	図表1-1	特定事業における利用料金収入、利用者数の想定についてご教授ください。	既存の県の都市公園・運動施設の実績程度を想定しております。なお、実際の利用料金については、事業者からの提案に基づき、県と事業者による協議の上、定めるものとします。
15	事業者の収入及び費用に関する事項	7	1	(1)	ク			県として想定している約73億円の内訳をお示ください。	県の予算積算上では、設計・建設費51億円、運営・維持管理費は22億円としておりますが、設計・建設費に係るサービス購入料、運営・維持管理に係るサービス購入料のそれぞれの上限額を設定するものではありません。
16	サービス購入料について	7	1	(1)	ク	(ア)		サービス購入料の予定価格を設定し、提案を受ける事を想定しておりますが、予定価格には施設利用料金収入を差し引いた価格になりますでしょうか。	お見込みのとおりですが、具体的には要求水準書等でお示しします。
17	サービス購入料について	7	1	(1)	ク	(ア)		施設使用料収入(スポーツ関連他)の算定基準は、県は何を基準に算定される予定でしょうか。新たな施設ですと、他の同様な施設とは利用予測が難しいと思えますが。	既存の県の都市公園・運動施設の実績程度を想定しております。なお、実際の利用料金については、事業者からの提案に基づき、県と事業者による協議の上、定めるものとします。
18	サービス購入料について	7	1	(1)	ク	(ア)		サービス購入料全体の上限額は約73億円を想定とありますが、これは税込金額でしょうか。	お見込みのとおりです。
19	サービス購入料について	7	1	(1)	ク	(ア)		サービス購入料全体の上限額は約73億円を想定とありますが、予算設定が大変厳しいと存じます。入札公告までに見直しの可能性はあるでしょうか。	現時点では、サービス購入料予定額の変更の予定はありません。
20	サービス購入料について	7	1	(1)	ク	(ア)		サービス購入料約73億円について、「a 設計・建設費に係るサービス購入料」と「b 運営・維持管理に係るサービス購入料」の内訳をどのように想定していますか。ご教授ください。	県の予算積算上では、設計・建設費51億円、運営・維持管理費は22億円としておりますが、設計・建設費に係るサービス購入料、運営・維持管理に係るサービス購入料のそれぞれの上限額を設定するものではありません。
21	サービス購入料について	7	1	(1)	ク	(ア)		サービス購入料全体の上限額として示されている金額は税込み、税抜きのいずれでしょうか。また、「設計・建設費に係るサービス購入料」と「運営・維持管理に係るサービス購入料」はそれぞれいくらになるのでしょうか。	サービス購入料約73億円は税込みです。県の予算積算上では、設計・建設費51億円、運営・維持管理費は22億円としておりますが、設計・建設費に係るサービス購入料、運営・維持管理に係るサービス購入料のそれぞれの上限額を設定するものではありません。
22	サービス購入料について (設計・建設費に係るサービス購入料)	8	1	(1)	ク	(ア)	a	支払いは年度毎等の出来高払いを想定しているでしょうか。割賦払いはないでしょうか。	設計・建設費の支払いは、一括払い又は事業者の請求に基づく出来形払いを想定しております。割賦払いは想定しておりません。
23	サービス購入料について (運営・維持管理に係るサービス購入料)	8	1	(1)	ク	(ア)	b	光熱水費もサービス購入料に含むとあります。特定事業契約書案で定められる物価変動規定には、光熱水費単独の指標を個別に設けて頂きますようお願いいたします。	意見として、参考にさせていただきます。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業(第2期・防災公園) 実施方針に関する質問

番号	項目名 (タイトル)	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
24	物価変動への対応	8	1	(1)	ケ			「物価変動があった場合における取扱いにかかる詳細は、特定事業契約書(案)において示します。」との記載がありますが、内閣府からは令和7年3月31日付けで「PPP/PFI事業における物価上昇の影響への対応について(通知)」において、「サービス対価改定の基準とする物価指数は、「感応度が高い物価指数を採用するとともに、対象業務ごと、対象費用項目ごと、対象地域ごとに連動した物価指数を採用することが望ましい。」と指摘されております。以上を踏まえて、設計建設費の物価変動指標としては、「建設物価調査会(建築費指数/名古屋)をご採用ください。」	意見として、参考にさせていただきます。
25	物価変動への対応	8	1	(1)	ケ			「物価変動があった場合における取扱いにかかる詳細は、特定事業契約書(案)において示します。」との記載がありますが工事に於いて以下の条件を記載頂くことを要望します。 物価変動の起点日:入札公告日 物価変動の指標:建設物価調査会・建築費指数/名古屋 適用スライド:全体スライド・単品スライド・インフレスライド	意見として、参考にさせていただきます。
26	物価変動への対応	8	1	(1)	ケ			現状の設備工事費の物価上昇は如何なる指標をもってしても実態を適切に反映しているとはいえません。斯様なことから、設備工事費については、実際の支払伝票や客観的な見積値なども物価変動の算定値として採用して頂けないでしょうか。	意見として、参考にさせていただきます。
27	選定の手順及びスケジュール	10	2	(2)				個別対話が二回予定されていますが、回答は一回のみでしょうか。	第1回、第2回、それぞれ回答を予定しています。
28	選定の手順及びスケジュール	10	2	(2)				個別対話が二回予定されていますが、回答も二回(一回目の回答:10月第一週・二回目の回答:11月第一週)をお願い致します。	第1回、第2回、それぞれ回答を予定しています。 日程については、意見として、参考にさせていただきます。
29	選定の手順及びスケジュール	10	2	(2)				個別対話に関する回答の公表は11月第一週に設定頂きますようお願いいたします。事業提案書の締め切りが12月に予定されていますが、回答を反映した提案にするには11月第二週以降では対応が困難です。	意見として、参考にさせていただきます。
30	選定の手順及びスケジュール	10	2	(2)				1期工事の提案書提出日が8月18日となっており、参加表明スケジュールと重なる可能性があります。参加表明書の提出を提案書提出日以降となる8月下旬以降に設定していただけないでしょうか。	意見として、参考にさせていただきます。
31	応募者等の参加要件	13	2	(4)	ア	(ク)		親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合に参加が制限されていますが、全ての子会社に参加確認をすることは不可能です。当該条項を削除頂きますようお願いいたします。	入札の公平性の確保のため、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合に参加を制限しており、原案のとおりとします。
32	応募者等の資格要件 (設計業務及び工事監理業務にあたる企業の要件)	14	2	(4)	イ	(ア)		複数社でJVを組成して参加してもよろしいでしょうか。その場合、資格要件は組成する複数社を合わせて満足していればよろしいでしょうか。	複数社によるJVの組成は可能です。 応募者等の資格要件(設計業務及び工事監理業務にあたる企業の要件)のうち「a」の要件についてはJVを組成する企業はそれぞれ必要となります。 「b」「c」「d」の要件は、JVを組成する企業のうち担当する企業のいずれかが有していれば足りません。
33	応募者等の資格要件 (建設業務にあたる企業の要件)	15	2	(4)	イ	(イ)	c	建築工事業、電気工事業、管工事業の評価点数について、1社または複数社で3つの業種の規定評価点数のすべてを満足しなければならないということでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	応募者等の資格要件 (建設業務にあたる企業の要件)	15	2	(4)	イ	(イ)	d	(d)元請けとして延面積、3,000㎡以上の体育館・アリーナ又は展示場の建設工事の実績を有する事とありますが、それに類似した屋内施設(ロジスティクスセンター等)の実績は可能でしょうか。	現在の実施方針においては、類似した屋内施設(ロジスティクスセンター等)は実績要件に含まれません。
35	応募者等の資格要件 (建設業務にあたる企業の要件)	15	2	(4)	イ	(イ)	d	期限と面積要件をクリアする、物流系施設の実績は参加要件を満たすとして認められるでしょうか。	現在の実施方針においては、物流系施設は実績要件に含まれません。
36	応募者等の資格要件 (建設業務にあたる企業の要件)	15	2	(4)	イ	(イ)	d	参入企業の門戸を広げるため、物流系施設や住宅用途施設も実績要件として追加頂きたい。	意見として、参考にさせていただきます。
37	応募者等の資格要件 (建設業務にあたる企業の要件)	15	2	(4)	イ	(イ)	d	公共、民間いずれの実績でも問題ないでしょうか。また、複数社で建設業務にあたる場合は、その中の1社が実績を有していれば問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業(第2期・防災公園) 実施方針に関する質問

番号	項目名 (タイトル)	頁	章	節	細節	項	目	質問内容	回答
38	応募者等の資格要件 (建設業務にあたる企業の要件)	15	2	(4)	イ	(イ)	d	整備を予定されている施設の使い方を鑑み、物流施設の建設工事も実績として認めていただけませんか。	意見として、参考にさせていただきます。
39	事業者を選定しない場合	17	2	(5)	カ			入札者が一者である場合にも、入札は有効に成立するということでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	要求する性能等	20	3	(2)				要求水準書(案)は入札公告以前に公表されないのでしょうか。	要求水準書の公表は入札公告時を予定しています。
41	要求する性能等	20	3	(2)				現実施方針では入札公告以前に具体の検討ができません。入札公告から参加資格申請までの時間が短いこともあり、要求水準書(案)を公表頂けますようお願いいたします。	要求水準書の公表は入札公告時を予定しています。
42	リスク分担表 (測量・調査)	30					別紙1	「県が実施した測量、調査に関するもの」のリスク負担が事業者となっておりますが、県が負担すべきリスクではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。実施方針を修正します。
43	リスク分担表 (運営・維持管理費用)	31					別紙1	事業者が負うべきリスクとして「その他の事由による」という記載になっておりますが、社会情勢の変化等の不可効力となる部分は不可抗力リスクとして県に負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 リスク分担表項番44、49、55に記載のある「その他の事由による」という記載を、「事業者の事由による」という記載に修正します。
44	リスク分担表 (計画変更)	31					別紙1	県発注工事の工事遅延による開業遅延が起こった場合、運営・維持管理期間の延長を認めていただけませんか。	意見として、参考にさせていただきます。